

まず、どんな支援があるか調べたい場合にはこちらから

	目的等	制度名等	制度の要件、内容等	問い合わせ先等
全般	支援内容を知りたい	<a href="#">「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」</a>	支援内容をまとめたパンフレット（随時更新）	経済産業省
	中小企業向け支援を調べたい	<a href="#">ミラサポplus</a>	支援内容等の検索サイト	経済産業省、中小企業庁
	自分が使える支援が知りたい	<a href="#">「あなたが使える緊急支援」</a>	目的別に支援内容をまとめたもの	自由民主党
	東京都民向け支援が知りたい	<a href="#">東京都 新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ</a>	東京都および一部の省庁の支援情報を探することができるサイト	東京都

支援策一覧

	目的等	制度名等	制度の要件、内容等	制度の要件、内容等	募集期間等	問い合わせ先等
給付金等	売上減少に対する給付金（法人）	<a href="#">持続化給付金（中小法人向け）</a>	中堅企業、中小企業、その他各種法人等（NPOなど）で、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対し、最大200万円を支給		令和3年1月15日まで	≪相談ダイヤル≫ 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183（平日・休日9:00～19:00）
	売上減少に対する給付金（個人）	<a href="#">持続化給付金（個人事業者等向け）</a>	フリーランスを含む個人事業者等で、売上が前年同月比で50%以上減少している者に対し、最大100万円を支給		令和3年1月15日まで	≪相談ダイヤル≫ 中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183（平日・休日9:00～19:00）
	東京都からの休業要請に応じた（理美容業者）	<a href="#">感染拡大防止協力金（理美容業者向け）</a>	感染等拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力した中小理美容業者に対し、15万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は30万円）を支給			東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話）03-5388-0567 （受付時間）9:00～19:00（土、日、祝日も開設）
	東京都からの休業要請に応じた（対象業種の方）	<a href="#">（東京都）感染拡大防止協力金</a>	感染等拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力した中小の事業者に対し、50万円（2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円）を支給		6月15日まで（第1次分）	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話）03-5388-0567 （受付時間）9:00～19:00（土、日、祝日も開設）
	一律10万円の給付金	<a href="#">特別定額給付金</a>	基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に登録されている者1人につき10万円		郵送方式の申請受付開始日から3ヶ月以内	・住民登録地の各市区町村 ・特別定額給付金コールセンター 0120-260020（9:00～18:30）
	家賃が支払えない	<a href="#">住宅確保給付金</a>	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある個人（自営業者含む）に対し、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主に支給			最寄りの自立相談支援機関（八王子市の場合は市役所福祉部生活自立支援課 042-620-7408）
補助金・助成金	・新商品（試作品）、新役務（サービス）開発を行いたい ・新たな生産（提供）方式を導入したい	<a href="#">ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【通常枠】</a>	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援【通常枠】補助上限：1,000万円 補助率 中小企業1/2、小規模事業者2/3 ・補助事業実施期間 交付決定日から10か月以内（ただし、採択発表日から12か月後の日まで）	【補助要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金 ≧ 地域別最低賃金 + 30円	【第二次募集】4月20日（月）～5月20日（水）17時 【第三次募集】（予定）令和2年6月～8月	ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話受付時間 10:00～17:00（土日祝を除く）：050-8880-4053 monohojo@pasona.co.jp
	・テレワーク環境を整備したい ・オンライン授業配信など、非対面型のサービスを行いたいなど	<a href="#">ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【特別枠】</a>	新型コロナウイルス対応としての、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援【特別枠】補助上限：1,000万円 補助率 中小企業2/3、小規模事業者2/3 ・補助事業実施期間 交付決定日から10か月以内（ただし、採択発表日から12か月後の日まで）	【補助要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ①付加価値額 +3%以上/年 ②給与支給総額 +1.5%以上/年 ③事業場内最低賃金 ≧ 地域別最低賃金 + 30円 ※但し、特別枠は、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限を1年猶予	【第二次募集】4月20日（月）～5月20日（水）17時 【第三次募集】（予定）令和2年6月～8月	ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話受付時間 10:00～17:00（土日祝を除く）：050-8880-4053 monohojo@pasona.co.jp
	・販売促進 ・新商品開発 ・業務用ソフトウェアの購入などにより生産性を向上させたい。	<a href="#">小規模事業者持続化補助金（商工会議所）</a>	小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援【通常枠】補助上限：50万円 補助率：2/3【特別枠】補助上限：100万円 補助率：2/3 ・事業実施期間 第2回受付分：交付決定日～2021年3月31日（水）まで 第3回受付分：交付決定日～2021年7月31日（土）まで 第4回受付分：交付決定日～2021年11月30日（火）まで	【特別枠の場合の特例】 ・2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認める ・希望者のうち一定の要件を満たす場合、補助対象経費の一部について審査後、概算払いによる即時支給（交付決定額の50%）可 【特別枠の要件】 ●小規模事業者であること。 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） 常時使用する従業員の数5人以下 宿泊業・娯楽業 同20人以下 製造業その他 同20人以下 ●小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記①～③いずれかに合致する投資であること ①サプライチェーンの毀損への対応 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク環境の整備	第2回受付締切 6月5日（金）【郵送：締切日当日消印有効】 第3回受付締切 10月2日（金）【郵送：締切日当日消印有効】 第4回受付締切 2021年2月5日（金） 【郵送：締切日当日消印有効】	各商工会議所（確認書が必要なため）

<p>・販売促進 ・新商品開発 ・業務用ソフトウェアの購入などにより生産性を向上させたい。</p>	<p>小規模事業者持続化補助金(商工会)</p>	<p>小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援【通常枠】補助上限：50万円 補助率：2/3【特別枠】補助上限：100万円 補助率：2/3 ・事業実施期間 第2回受付分：交付決定日～2021年3月31日(水)まで 第3回受付分：交付決定日～2021年7月31日(土)まで 第4回受付分：交付決定日～2021年11月30日(火)まで</p>	<p>【特別枠の場合の特例】 ・2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認める ・希望者のうち一定の要件を満たす場合、補助対象経費の一部について審査後、概算払いによる即時支給(交付決定額の50%)可 【特別枠の要件】 ●小規模事業者であること。 商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く) 常時使用する従業員の数5人以下 宿泊業・娯楽業 同20人以下 製造業その他 同20人以下 ●小規模事業者等であり、補助対象経費の6分の1以上が、下記①～③いずれかに合致する投資であること ①サプライチェーンの毀損への対応 ②非対面型ビジネスモデルへの転換 ③テレワーク環境の整備</p>	<p>第2回受付締切 6月5日(金) [郵送：締切日当日消印有効] 第3回受付締切 10月2日(金) [郵送：締切日当日消印有効] 第4回受付締切 2021年2月5日(金) [郵送：締切日当日消印有効]</p>	<p>各商工会(確認書が必要なため)</p>
<p>・テレワーク環境を整備したい ・オンライン授業配信など、非対面型のサービスを行いたいなど</p>	<p>IT導入補助金</p>	<p>ITツール導入による業務効率化等を支援【通常枠】補助上限：30～450万円 補助率：1/2【特別枠】補助上限：30～450万円 補助率：2/3 ハードウェア(PC、タブレット端末等)のレンタルも対象に【2次締切分】交付決定日6月中&lt;予定&gt; 事業実施期間 交付決定日以降～12月末&lt;予定&gt;</p>	<p>要項参照(通常枠)</p>	<p>【2次締切分】5月11日(月)～5月29日(金)17時まで 以下、12月末までに3次締切、4次締切と予定</p>	<p>特別枠要項はこちら</p>
<p>【飲食事業者向け】 新たなサービス(テイクアウト、宅配、移動販売等)を行い売上を確保したい</p>	<p>業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)事業</p>	<p>助成限度額 100万円 助成率 助成対象経費の4/5以内 助成対象期間 交付決定から令和3年1月31日まで(ただし、契約・発注日から最長3ヶ月間) ※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も契約・支払いの確認(契約書や発注書、領収書等)ができれば対象</p>		<p>4月23日(木)～11月25日(水)まで、計15回に分けて募集</p>	<p>東京都中小企業振興公社(募集要項はこちら)</p>
<p>従業員を休業させたので「雇用調整助成金」を申請したい</p>	<p>雇用調整助成金</p>	<p>ガイドブック参照</p>	<p>申請書式ダウンロード</p>	<p>各「支給対象期間」の末日の翌日から起算して2か月以内</p>	<p>問い合わせ先(東京都内)</p>
<p>休業対象者が雇用保険被保険者ではない場合</p>	<p>雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)</p>	<p>要項</p>	<p>申請書式ダウンロード</p>	<p>各「支給対象期間」の末日の翌日から起算して2か月以内</p>	<p>問い合わせ先(東京都内)</p>
<p>従業員を休業させたので「小学校休業等対応助成金」を申請したい</p>	<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども</p>	<p>支給額 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※支給上限は1日あたり8,330円 適用日 令和2年2月27日～6月30日の間に取得した有給の休暇 ※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く</p>	<p>令和2年9月30日まで</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)</p>
<p>「小学校休業等対応助成金」を申請したい(フリーランス等)</p>	<p>「小学校休業等対応助成金」(委託を受けて個人で仕事をする者向け)</p>	<p>①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者(委託を受けて個人で仕事をする者)であって、一定の要件(下記参照)を満たす者 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども ≪一定の要件≫ ・個人で就業する予定であった場合 ・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合</p>	<p>支給額 就業できなかった日について、1日あたり4,100円(定額) 適用日 令和2年2月27日～6月30日 ※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く</p>	<p>令和2年9月30日まで</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター0120-60-3999 受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)</p>
<p>猶予等</p>	<p>租税の猶予等(国税)</p>	<p>令和2年2月1日から令和3年1月31日に納期限が到来する国税について ①令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期と比較して、おおむね20%以上減少 ②国税を一時に納付することができない場合</p>	<p>所轄の税務署に申請すれば、納期限から1年間、納税の猶予(特例猶予)が認められる(新型コロナ特法第3条) 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要。 (納期限が過ぎた未納の国税・地方税についても、さかのぼり利用可能)</p>		<p>所轄の税務署</p>
	<p>租税の猶予等(都税)</p>	<p>以下の①②をいずれも満たす者 ① 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること</p>	<p>対象：全ての都税(自動車税環境性能割、狩猟税等を除く) 猶予期間：1年間 延滞金：全額免除 担保：不要</p>	<p>関係法令の施行(R2.4.30)から2か月後、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日まで</p>	<p>所轄の都税事務所</p>

社会保険料の猶予等	厚生年金保険料等の猶予制度の特例	事業等に係る収入に相当の減少があった事業主にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料・労働保険料等の納付を猶予することが可能 【対象者】 コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主	【内容】 1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要。延滞金もかからない。	※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。	最寄りの年金事務所
国民年金保険料等の免除等	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等	一定程度収入が下がった場合に、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予等が認められる場合があります			市区町村、年金事務所又は国民健康保険組合
公共料金等の猶予等	電気・ガス料金	対象：緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けた者 ①使用者の申出により支払期日を1ヶ月繰り延べ、その後においても、使用者の状況に応じて柔軟な対応を実施 ②使用者の料金の支払い遅延による供給の停止については、使用者が置かれた状況に配慮し柔軟に対応するよう、事業者に対し要請			
公共料金等の猶予等	水道・下水道料金	収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった者からの申し出により、その日から最長で4か月支払いを猶予 ※猶予期間後も支払いについての相談応			23区内：水道局お客さまセンター 03-5326-1101 多摩地区：水道局多摩お客さまセンター 0570-091-101 (ナビダイヤルをご利用できない場合) 042-548-5110
その他	gBizIDプライムアカウント	1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるアカウント。補助金申請時においても必要。			※アカウント取得に2週間程度要するため要注意